

岩手県ことばを育む親の会 会則

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、岩手県ことばを育む親の会と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

(目的)

第2条 この会は、次に掲げることを目的とする。

- 1 ことばに課題のある子をもつ親たちが、語り合い、励ましあい、手を結び合って、お互いの成長を図る。
- 2 子どもの望ましい成長、心とことばの発達を促すため、親としてどうあるべきか、また、何が大切なのかを学びあう。
- 3 子どもの課題や親の願いを、多くの人に理解してもらうとともに、教育、福祉、医療、就労の充実を目指した活動をする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、会員が協力して次の事業を行う。

- 1 ことばを育む親の会大会の開催
- 2 親子合宿研修会の開催
- 3 研修会・学習会の開催
- 4 ことば等に関する相談会
- 5 会報・パンフレットの発行
- 6 関係機関への要望活動
- 7 きこえ・ことばに関わる教育に対する支援
- 8 その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(支部)

第4条 この会は、円滑な運営のため、支部を置く。

(構成)

第5条 この会は、次の者を会員として構成する。

- 1 ことばに課題のある子の親や保護者及び指導・支援する教職員
- 2 きこえ・ことばの教室修了者の親や保護者及び指導・支援の経験のある教育関係者
- 3 この会の趣旨に賛同する者

第二章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---------|-----|-------|----|--------|----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 4名 | 3 事務局長 | 1名 |
| 4 事務局次長 | 若干名 | 5 監事 | 2名 | | |

(役員を選出)

第7条 この会の役員は、次により選出する。

- 1 役員は、役員選考委員会の推薦を受け、総会において選出する。
ただし、事務局次長は会長が選任する。
- 2 役員選考委員会は、別に定める規程により選出された選考委員で構成する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長を助け会務及び会計を処理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 監事は、会計事務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。補選された場合は、前任者の残任期間とする。

(顧問・参加)

第10条 この会に、顧問及び参加を置くことができる。

- 1 顧問及び参加は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 2 顧問及び参加は、会長の要請により会議に出席し、指導助言をする。

第三章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は、次の通りとする。会議は、会長が招集する。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 その他必要な会議

(総会)

第12条 総会は、別に定める規程により選出された代議員で構成し、次のことを議決する。

- 1 事業報告及び決算
- 2 事業計画及び予算
- 3 役員を選出
- 4 会則の改正
- 5 その他必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、総会で議決された事項等の執行にあたる。

第四章 会計

(経費)

第14条 この会の経費は、次の収入でまかなう。

- 1 会費
- 2 助成金
- 3 寄付金
- 4 その他

(臨時会費)

第15条 臨時会費は、真に必要と認められるとき、総会の議決を経て徴収することができる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則

- この会則は、昭和40年 7月25日から実施する。
- この会則は、昭和43年 8月18日から実施する。
- この会則は、昭和52年 4月29日から実施する。
- この会則は、昭和60年 4月21日から実施する。
- この会則は、平成 元年 6月11日から実施する。
- この会則は、平成 5年 6月27日から実施する。
- この会則は、平成13年 6月24日から実施する。
- この会則は、平成15年 6月14日から実施する。
- この会則は、平成18年 6月17日から実施する。
- この会則は、平成20年 5月17日から実施する。
- この会則は、平成21年 6月13日から実施する。
- この会則は、平成24年 6月16日から実施する。